



Title	テキストスタイルデザイン黎明期の盗用問題をGHQ 占領関係資料から考える
Author(s)	牧田, 久美
Citation	デザイン理論. 2014, 63, p. 63-76
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/56366
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

テキスタイルデザイン黎明期の盗用問題を GHQ 占領関係資料から考える

牧 田 久 美

キーワード

テキスタイルデザイン, GHQ/SCAP, ESS, 日本復興, 意匠盗用
Textile Design, General Headquarters/Supreme Commander for
the Allied Powers, Economic and Scientific Section, Revival of
Japan, Infringement of Textile Design

はじめに

- 1 章 戦後経済復興産業としての繊維産業の諸問題
 - 2 章 意匠盗用
 - 1 節 その発端 — どのような状況で起こったか —
 - 2 節 GHQ の日本繊維業界への対応 — 意匠委員会設立 —
 - 3 節 盗用意匠の実際 — 意匠委員会の具体的な活躍 —
 - 3 章 繊維産業復興における GHQ の役割 — 英米綿繊維使節への対
応から見る —
- おわりに

はじめに

戦後 GHQ の積極的な支援で推し進められた日本繊維産業は、その復興目標を確実に達成して、日本経済を担う基幹産業へと成長していった。

この復興する繊維産業のデザインにおいて残念ながら意匠盗用が数多く存在し問題となっていたこともよく知られた事実である。それはどのような性質のものであったのだろうか。どのような影響を以後のデザインに与えたのだろうか。輸出成長にとって大きなマイナス要因である盗用問題を抱えながら、奇跡的な日本繊維産業の復興はいかにして可能であったのか。

この点について今まであまり明かされなかった連合国最高司令官総司令部 (General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers = 略号 GHQ/SCAP 以下 GHQ) や米国国務省の関与を、1974年秘密指定解除された日本占領関係資料である連合国最高司令官総司令部経済科学局文書 (GHQ/SCAP Records, Economic and Scientific Section) から、具体的に見ていきたい。常に少しあいまいで漠然と捉えられていたこの問題の、発生、経緯をもう一度確認し、上記の問いに新たな視点から考察したい。なお文書名中の経済科学局 (Economic and Scientific Section) については以下 ESS と表示する。

本稿は第214回例会 (2013年5月18日, 於: 京都女子大学) での発表に基づく。

この盗用問題について先行研究としては高田忠『デザイン盗用』（日本発明新聞社 1959年）がある。著者は出版当時、現役の特許庁意匠課長であり、盗用のさなかにおける研究であって、各章臨場感にあふれた的確な指摘と分析がなされている。しかし輸出工業製品全般を扱い、繊維意匠の盗用も含んではいるが、やはり繊維業界独特の背景など掘り切れていないものがある。またGHQ関係資料秘密開示以前の研究であって、GHQが位置づけていた戦後復興の基幹産業としての繊維産業という視点は弱い。

また富田典明「テキスタイルデザインと意匠権との関係——意匠センター設立当初から——」（大阪女子短期大学紀要29号, 2005年）、「テキスタイルデザインにおける模倣を考える（その一・「盗作」）——意匠センター設立当初から——」（大阪女子短期大学紀要31号, 2007年）、「同（その二・「独創性」）」（大阪女子短期大学紀要32号, 2007年）がある。特に関心を持ったのは「同（その一・「盗作」）」に取り上げられていた、デザインの盗用を経済価値あるいは経済発展とのバランスの面からとらえる見方である。引用されていたピエール・ボル¹の意見「商業的模倣は進歩を促す一要因となり、商品価格に良い影響を及ぼす」という考え方と、同じく取り上げられていた新井真一²の「日本の輸出は世界における安価な商品の提供、いわば世界市場の貧しき人々たちへの商品提供という大きな役割を果たしていた。しかし盗用したはずの“価値”が自分に残らない実態こそ悲惨である」との意見は意匠盗用に新たな視点を加えるものである。

しかし富田が「1955年の『カラーデザイン』³創刊号から65年までを資料とした」と書いているように、編集・発行者の日本繊維意匠センターの見方から逃れられない点、また同誌の創刊年以降からの状況把握が中心である点、などの制約がある。本論は1945年から1951年までの以下の資料によってその空白を埋めたい。

今回参考とするGHQ/ESSの関係資料は、戦後米国国立公文書館に秘密扱いで保存されていたが、秘密指定解除後、日本の国立国会図書館が1978年から1990年度にかけてマイクロフィルムに撮影し、その後、撮影漏れフォルダを1998年度から2000年度にかけて収集したものである。以下を中心に考察を試みたい（番号は便宜上添付した）。

- ① Textiles (Control) (General), Vol. 1 Nov.1945–May 1946
- ② Dr. Jacobs Cotton Mission Jan.1948
- ③ Textile Designs Jan.1947–Mar.1951
- ④ Photo-Textile Designs Mar.1951
- ⑤ Textile Mission-British American Textile Group Dec.1949–May 1950

まず1章で①、②より1945年から47年にわたる初期占領政策での繊維業界を概説する。そして2章1節では③の資料により盗用問題発生の状況を整理し、1948年を境にその前後では

盗用の性質が違うことを確認したい。2節は③の資料によりこの問題の拡大に伴う諸機関の対応の進展を見ていく。この経緯から、繊維意匠センター設立への具体的な流れも見えてくる。3節では④の資料である盗用の実例写真と③に含まれる46枚の違反染工場の始末書から、盗用の事実関係を詳しく検証する。3章は⑤の資料を中心にGHQがどのように世界市場での日本の立場を護りその繊維産業復興をリードしたかを見ていく。

ちなみに①の資料は、占領直後からの繊維の輸出入の書類、GHQからのシーツやタオルの大口発注依頼書、繊維業界の現状把握のために訪日した使節の報告書など72項目から構成されている。またここに貼付されているのは占領以前からの日本繊維産業に対する詳細な調査レポートで⁴、米国の占領政策作成は真珠湾攻撃を受けた時点から始まった⁵との言葉を実感する。134頁のレポートは、①の資料全体の3分の1に当たる。また②は1948年1月に訪日したDr. Jacobs Cotton Missionに対するESSの覚書や会議録などで、この使節の経緯はのちに詳しく述べる。③の資料は44項目に分かれNo.1～No.44の番号がある。多くはGHQへ盗用意匠の調査を依頼するもの、またそれに関する会議の覚書や声明、調査結果報告などからなっている。④の資料は盗用図案の布の切れ端No.1～No.42までの写真集である。Aオリジナル柄、Bコピー柄として並べられている。③に含まれている46枚の違反染工場の始末書と対応してみると、盗用の多様さ、重複など予想以上の複雑な状況が具体的に確認できる。⑤は当時英米繊維産業で組織された日本繊維産業牽制のための訪日使節に対する、GHQや陸軍省その他関係省庁の対応と、それに翻弄される使節関係者の書簡などからなる。またこの訪日使節に対して用意された当時の日本繊維業界の調査レポートは、戦前戦後の生産や輸出入量その他の数値的比較や終戦直後からの経過に詳しい。日本の特殊な雇用形態などが、人権方面から問題とされないよう、繊維労働者の収入その他生活の実際面までも説明されている。

1章 戦後経済復興産業としての繊維産業の諸問題

敗戦直後のとくに1945年から47年の繊維産業のあらましはなかなか具体的に記述されることが少なく、また占領政策が大きく転換した48年以降との混乱や混同も多いので、少し詳しく記したい。

敗戦を迎えた当時の製造業界は、戦時中の重化学工業への偏重で、繊維産業は大きく縮小し、総生産額中一位であった1937年に比べると生産の規模は約50%の22億1900万円に落ち込んでいた⁶。しかし米国では日本の降伏前から日本繊維産業への関心が高く詳細な調査が行われていて、その復興の可能性を非常に大きく見積もっていた⁷（この資料は占領後、最新の政策に照らして利用するよう警告されている⁸）。そのため他の産業に優先して再建処置がとられ、9月には早々に「製造工業の運営に関する覚書」に基づいて生産の継続が許可され、11月には

対日綿花供給協定により原綿輸入の再開が承認された。

1945年、原料の欠乏は深刻であった。原綿保有量はたった2250万ポンドしかなく、払底状態であった⁹。一方国内で原料の調達ができる絹製品が最初に戦略的輸出品に指定され、9月、すべての絹製品の民間取引は凍結された。

1946年にはGHQが貿易調査団を組織して、東南アジア諸国、中南米、アフリカやヨーロッパで要求事項や余剰原材料、および日本との貿易意志の有無など、40カ国以上の国々と対日貿易の可能性を調査した¹⁰。その成果は貿易及び金融協定、商品交換契約の成立などであった。12月にはGHQの要請で貿易庁が作られ、輸入物資の受け取り分配の責任など日本で外国貿易を扱う唯一の政府機関となった。

また同年GHQ/ESSの外国貿易課（Foreign Trade Division）の指導と要請で海外向きのサンプルブック「絹織物プリント図案集」がつくられることになった。同年東京で結成された日本染織図案家連盟が主体となって図案を募集し、応募点数約1000点の中から100点を選入として制作され、米・英・仏・豪・印・香港へ送られた。

絹製品の輸出量は、1946年7月を頂点に衰退し47年8月凍結は解除された。米国の婦人用靴下製造業という大市場をナイロンの出現で失ったことが主な原因であった¹¹。この後GHQは綿製品輸出に積極姿勢を取るようになった。

この1946年と1947年の間、原綿は商品金融公社（Commodity Credit Corporation 以下CCC）で手配され、すべての綿織維輸出入は合衆国商事会社（U.S. Commercial Company 以下USCC）によって扱われ、販売はワシントンにおける政府間の交渉によってなされた。しかしこの原綿には厳格な規制が多く煩雑な通知や承認申請が必要だった。たとえば、他の原綿とミックスしてはいけない、この綿からの製造品は米国ドルでしか売ってはいけない、製品の販売先の自由がない（アメリカ市場、英ポンド地域も不可等）、収益の使い道の規制（必要商品との交換や必要とする通貨取得が不可）などであった。ESSや日本の織維団体も調査団や織維の使節団が来るたびに、その煩雑さと、随時に最適な運用が出来ない不便を訴えていた¹²。

1948年、世界情勢が冷戦体制に向かうとドレーパー（William H. Draper, Jr.）米陸軍次官は、かつて隆盛を誇った日本の綿織物業を早急に復興させ日本を経済大国に戻して反共の砦としようとした。

ドレーパーはこれを実現するため大型の対日援助要求と複雑なCCCの原綿取引条件の修正にとりかかったが、米国市場の日本への開放が含まれていたため、アメリカ綿製品製造業者協会（ACMA）が反発、会長ジェイコブズ（William Jacobs）博士はただちにロビー活動を開始し、連邦議会へ影響力を行使して対日援助要求に反対した¹³。ドレーパーはジェイコブズ博士に調査のための使節 Dr. Jacobs Cotton Mission の訪日を提案した。マッカーサー

(Douglas MacArthur) は米国政府のあからさまな対日占領政策への介入には抵抗したが、経済復興という内容には反対ではなかった¹⁴。

ESS と日本綿紡績組合は様々な方面からの覚書を作成して、CCC との綿繊維協定の修正の必要をジェイコブズ博士に訴えることとなった¹⁵。

日本の繊維をアメリカ市場でダンピングする意図のないこと、主に市場は南洋の国々・東南アフリカ・エジプトそして中近東であること、ドル以外のポンド圏やその他任意の通貨で在庫処分したいこと、物々交換で日本が必要とする物資を取得したいこと、CCC 綿と他の綿を混ぜた低価格な製品を切迫した国内需要に回したいこと、などの必要を訴えて厳しい規制からの解放を求めている¹⁶。

また日本の復興に繊維産業が果たす大きな役割と責任を説明し、海外市場の情報を得て販売促進するための海外拠点、民間取引の早期再開、電力や石炭、その他の副資材（染料、石油、澱粉、その他梱包材）等の供給不足、CCC への返済延期、などの必要をジェイコブズ博士に強調している¹⁷。

ともあれ日本の綿織物は輸出品目の中で群を抜いており、1945年終戦時から1947年6月の間で総輸出の約70%が綿織物を筆頭とする繊維製品であった。しかし数量的にはまだまだ戦前の最盛期に比して3分の1以下であった¹⁸。

その中で1948年5月トルーマン (Harry S. Truman) 政権は輸出入回転基金による6000万ドルの原綿融資を承認、6月には、第80連邦議会が1949年度の大型対日援助予算（5億3000万ドル）を通過させ、復興計画が本格的にスタートした¹⁹。また繊維輸出入の責任がUSCC から念願のGHQ の監督下の貿易省に移った。10月には日本製品の評価向上と輸出の拡大を図るための輸出品取締法が施行された。11月には日本の事業家の海外での貿易促進活動の許可が下りた。

民営化へ大きく舵を取った1948年、日本の経済復興は、自立目標を1953年に定めると輸出量は700%増大、輸入量は120%以下に抑える必要があった²⁰。

この状況を憂慮して同年12月、ドレーパーはドイツ占領地域で経済問題をともに担当したデトロイト銀行頭取ドッジ (Joseph M. Dodge) に日本の経済安定化計画をゆだねた。

1949年2月訪日したドッジの使命は、政府の統制を終わらせ、対外貿易を民間の契約ベースとして企業を合理化し、輸出の実質的増大をめざして日本を対日援助から自立させることであった。そのためには、日本の国家総合予算を均衡させ、安定した単一の為替レートを通じて日本経済を世界資本主義体制の中に組み入れねばならなかった。貿易品目ごとに日本政府が決めた為替レートがある当時の複数為替レートは、輸出収支の実態を混乱させていたため、ドッジは単一為替レート1ドル360円を4月に実施した。

また民営化をさらに進め、5月には商工省を通商産業省（Ministry of International Trade and Industry 以下通産省）とし、貿易省は廃止して、すべての機能を同省へ集中させた²¹。

8月には、海外での宣伝、海外市場調査ないし買い手の信用状況調査、商談の取りまとめ、ないし売買契約の締結、日本製品に対する海外での特許権交渉ないしその取得、商業上クレームの処理ないし訴訟の提起に関する輸出業者の代行などに関する渡航ではGHQの許可を得る必要がなくなり²²、民間による輸出活動が活発化した。しかし急激な緊縮予算による国家予算の均衡是正は、終戦時から700%（1948年8月時点）に上るインフレを抑制したものの²³、各業界が深刻なデフレ危機に喘ぐことになり、ドッジ不況と呼ばれて多方面から大きな反発を買った。

しかし1950年には繊維関連の統制解除、繊維貿易公団手持ちの滞貨の放出、各国との貿易金融協定の締結、綿花輸入量の増加、特に6月に勃発した朝鮮戦争への軍需で、経営環境が著しく好転し、新規業者の綿紡績への参入が相次いだ。

この急激な世界市場への参入は競合国との間に軋轢を生み、意匠権侵害や商品の劣悪など多くの問題が発生して外交問題にまで発展していった。

2章 意匠盗用

1節 その発端 — どのような状況で起こったか —

敗戦直後1946年から47年までは前項で述べたように日本繊維産業は完全な統制下にあり、CCCで調達された米綿を、外国人バイヤー²⁴に提示された見本通りに染めて加工賃を取るもので、その売買はワシントンの国家間取引で行われていた。

1948年2月英国から日本の外務大臣に意匠権侵害の抗議が来た。これに対して、外交権も無く極端な情報不足の状況下で始まった戦後日本の繊維デザインでは、意図的な模倣は起こりえないとGHQから回答された。英国側は、そもそも提示された布を正確にコピーするようなことは英国綿染織業界ではありえないと反論したが、権利関係に触れるにとどまった。

しかし連邦議会が大型復興政策を決めた1948年6月頃からは、業界はいよいよ大量生産、大量輸出に向かった。コピーを拒否することによって大きな商機を逃すなどの恐れから、根本的にデザイン問題を捉えようとしない経営者の姿勢が、この問題をより深刻にした。とうとう8月には英国マンチェスター商工会議所がGHQのNY事務所へ盗用調査の訴えをしてきた。以後多くの意匠侵害が発覚する。

2節 GHQの日本繊維業界への対応 — 意匠委員会設立 —

1948年8月の訴えに引き続いてマンチェスター商工会議所は10月の時点で、どのような防

止策がとられるかと問い合わせをしてきた。バイヤーが見せる権利関係不明のサンプルが盗用の一原因となっているため、受注時に必ず権利証明書の提示を求める確約をGHQの国際貿易課へ提案してきた。そしてGHQの売却条件の詳細から発した綿プリント織物に関する公示に「バイヤーは自分自身のデザインを提供しなければならない²⁵」という規定が含まれていることを指摘した。

翌1949年3月には米国の貿易大臣²⁶の議会の声明のなかに、マッカーサーが実用新案特許やデザインの登録を指示したことが書かれていて歓迎していると述べている²⁷。また日本が現行のスタイル傾向を知ることの困難さは理解できるとしつつも、何ら抵抗なく提供されたサンプルと同じものを染めること、また受注時に既存の見本を見せるなどの日本独自の商習慣は、業者間の模倣の温床となっていると非難した。輸入業者が染めを依頼する図案の権利証明書を持っていない限りは、コピーは禁止されていることを日本の業者に説明する事を、GHQの政策にすべきだと提案している。

4月には、ESSの繊維課がこの意見に鑑みつつ、日本でも英国や米国のような権利保護の機関を作る方向に動いていること、そのための情報協力の要請を伝えた。10月には織物染織同業会会長の大西太郎兵衛に、この問題解決が繊維産業に与える重大な利益を説き、また政府主導より同業会内部で行う有利を提案している。より早い解決と、時として業者よりも英国との外交関係を気遣う通産省の姿勢を顧慮したのだろう。大西はESSが望んでいる、日本および他の国々の繊維産業と互惠をもたらすような協会の設立をめざし、マンチェスター商工会議所とも連絡をとりつつ着々と意匠委員会設置へと向かった²⁸。

以後この委員会が調査、警告公示、始末書の提出場所として中心的存在となっていくが、この成立経緯は1950年4月にESSの科学技術課（Scientific & Technical Division）技術登録事務所のアビー（D. Abbey）がまとめた「外国デザイン侵犯に関する織物染織産業の最近の進展の声明²⁹」に詳しい。要約すると、「1949年12月、織物染織同業会は米国にあるようなTextile Designs Instituteを日本にも設立したい由を表明した。デザインの権利を守りオリジナルデザイン制作を促進するためである。1950年1月ESSの科学技術課との会議で同業会の会長が同会内でのデザイン部門（Design Department within the-Society）の設立について協議し、そのための委員会を立ち上げた。ESSの科学技術課の技術登録事務所チーフのアラン（E. C. Allan）はこの委員会の趣旨声明の内容に一部修正を提案した³⁰。この意見を取り入れ2月に委員会は意匠委員会（Textile Designs Committee）として発足した。ちょうどこの頃外国市場で日本のコピーによる不正取引が発覚し、ESS局長マーカット（W. F. Marquat）が、このような事態の進展は日本の外国貿易にとって有害である由の書状を通産大臣へ送った。大臣はこの件の対策を外国為替法や外国貿易法によって行うこととし、2月

25日これらに50条（貿易関係者は商品の仕向地における法律や不公平な競争を禁止する規則を尊重することを当然のこととする）を組み入れ施行を発表した。これにより先の商品は通産省が管理することとなった。3月にはさっそく意匠委員会がその写真を用意し、これはすべての会員に回覧された。また4月1日に通産省省紀要と国際貿易紀要両方に公示された。調査の結果、意匠委員会が模倣製品を染めた業者7社を特定し英訳された始末書を提出させた。その始末書には、1）染織用のロールから該当するデザインはすでに削り取られている、2）通産省から輸出の許可が下りないため該当するデザインを今後商品として使わない、と書かれていた³¹。4月21日、通産省は、これらのデザインは統制下にあり輸出には許可があることを告知した」と書かれており、意匠委員会設立の経緯や業務内容が紹介されている。

27日にはマンチェスター商工会議所からESSのアランに、この問題に対しての法の施行や規制対策を感謝し、意匠委員会設立に一定の評価を示した書簡が届けられた。

これまでESSに寄せられていた調査依頼は、8月末からは通産省の輸出部と意匠委員会に送られることとなった。以後ここで多くのコピーについて会議をもち、詳細な報告書をESSの科学技術課へ提出している。

ここでもう一度、意匠委員会の一連の盗作デザインに対する対処の手順を、科学技術課への報告書などから以下に箇条書きする³²。

発見された盗作デザインの調査依頼に対して

- 1 仕向け先、バイヤーの名前、商社の名前と住所、販売目的、染工場の名前と住所、契約数量、製作量、期間、発送数量、在庫、追加予定量などを詳しく調査報告
- 2 コピーの写真を同業会会員すべてに回覧
- 3 その製品の輸出は通産省の管理下に置かれるとの公示
- 4 通産省によって輸出管理下にあると指名されたデザインは意匠委員会が写真を撮り、以下にコピーを分配する。綿輸出組合200枚・染工場80枚・通産省10枚・国の検査8枚・税関8枚・検査組合4枚 計310枚
- 5 通産省省紀要と国際貿易紀要に公示
- 6 コピーをした会社から英文始末書を提出させる

という手順が多少の前後はありながらも確立してきた。しかし罰則その他の記述はない。

この仕組みのほとんどが1955年の日本繊維意匠センターの設立へと結実していった。

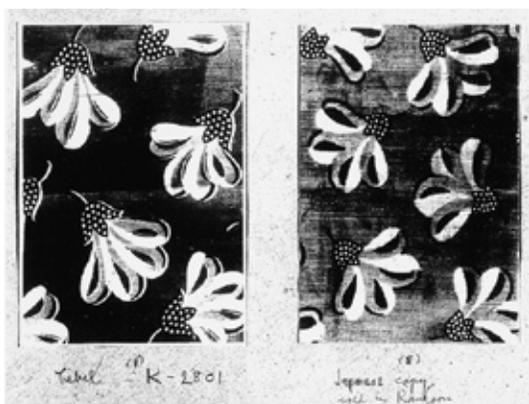
盗用防止の制度が整備されていく各々の場面にGHQ/ESSの深い介入と冷静なリードがあったことは資料から確認できる。また意匠委員会が誠実な対応を取ったことが、問題の鎮静化にかなり貢献していた様子がうかがえる。

3節 盗用意匠の実際 — 意匠委員会の具体的な活躍 —

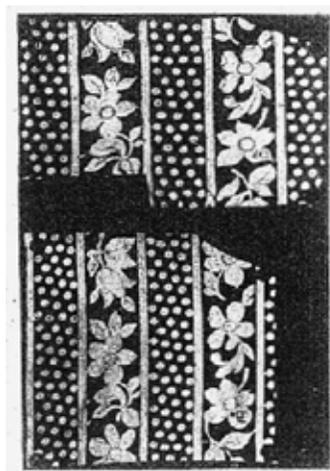
次に④の資料 Photo-Textile Designs Mar.1951から実際の意匠盗用の例を見ていく。この資料は上記の意匠委員会が50年2月設立から51年3月までの一年間にESSに報告した盗用意匠の写真集である。またこれと関連して③の資料にある、各社からの46枚の始末書を見ると、一つの意匠を数社がほぼ同時期に染めている状況や、一社が何柄も同時に盗用していること、同じ会社が何度も繰り返していること、コピーはアフリカ向けを中心に広く分布していることなどがわかる。

まだまだ情報不足の中、いわれるままに染めざるを得ない状況と、大きな商機をつかむためになりふり構わない姿勢とが入り混じり、その上染工場が既存製品の見本帳を受注先に見せるなど日本独特の商習慣も改まらないまま、問題の所在はますます複雑になっていったと思われる。49年以降一段と民営化が進む中、経営側は利益至上のプレッシャーから、安易に今売れているものの模倣を指示したり、デザインを売り上げ向上に貢献する単なる技術と位置づけたり、全体的にオリジナルデザインに関する意識は低かった。以下あまりにも似ている製品を挙げてみる。

例えば資料④のNo. 31はAオリジナル、Bコピーが左右に並べられた典型的なもので Japanese copy の表示でなんとか区別できる(図1)。ランゲン³³で売られていたとの記載がある。1950年11月9日一社が始末書を出している。またこの製品は輸出貿易管理令の管理下に入ったことが日刊通産省広報10月7日付に公示されている。同No. 10はAオリジナル、Bコピーが上下になっているが、2柄とは気づかないほど似ている。1950年4月6日に始末書を1社が出した(図2)。また同No. 23は大手染工業五社がほぼ同時期にコピーして、同じ



(図1) Photo-Textile Designs Mar.1951 No. 31



(図2) Photo-Textile Designs Mar.1951 No. 10

柄を染めて輸出し各地で発覚、同時に始末書を出しているという例で理解に苦しむ(図3)。どうして起こりえたのか、このような例は同 No. 16, 27で4社もあり、また No. 6, 15が3社, No. 8, 11, 17, 18, 24, 36が2社とつづき、もはや常態化しているといえる。重ねて驚くのは、資料③にある46枚の始末書の中には、1枚につき3柄分の誓約を書いている社が四社、2柄分が3社あることである。さらにこの46枚の始末書は計16社が提出したもので、多い順に1社が11柄分を、続いて1社が8柄分、また2社が7柄分、1社が5柄、4柄分、3柄、2柄と続いている。特定の染工場がこの1年の間にコピーを繰り返している実態がわかる



(図3) Photo- Textile Designs Mar.1951 No.23

これら資料から見えてくるのは、かなり複雑に絡み合い錯綜して原因究明の難しい意匠盗用の現実である。

しかし、この状況でかなりの確率で意匠侵犯の関係者を特定し始末書を書かせていることにも驚かされるが、当時はデザイン自体への関心や、独創性への意識も希薄で、盗用に対する罪の意識も低く、堂々と自社のラベル(GHQからのライセンス認識票でMADE IN OCCUPIED JAPANと表示するよう指示があった。この商標ラベルを持っていたのは江商、田村駒、伊藤萬、伊藤忠、丸紅、鐘淵紡績、倉敷紡績、高瀬染工、和染工業など20社、1947年8月正式な貿易再開からほぼ占領期間中表示、ただし民営化に伴い緩和されていった)を貼って輸出しているため追跡は可能だったと思われる。このような盗用に対する安易な考えこそ問題発生の本質であったといえる。

3節 GHQの英米繊維業界への対応

先述の資料⑤ Textile Mission-British American Textile Groupについて、米国の日本復興に関する政策をよりはっきりと表したのものとして触れておきたい。この英米訪日団は1949年末から1950年始にかけて、英米綿繊維団体が日本の輸出拡大を阻止する方向で決定し、国務省の認可を得た「繊維使節」(Textile Mission)としてGHQにその訪日を知らせてきた。日本の自由貿易を護り日本の復興を綿繊維輸出にかけるGHQにとって歓迎されるものではなかった。

しかし英国からの圧力も大きく、米国各省庁内および米国綿業界での様々な紆余曲折³⁴を経て、交渉権を持つ「使節」(Mission)という名称ではなく非公式(unofficial)な「民間の一

団体」(private textile groups)としてなら反対する理由がない、というマッカーサーの消極的決断でその訪日が5月に決定した³⁵。この件についてESSは政策の方向が迷走する国務省に抗議している。ESSは、日本繊維業界と訪日団との会議で、日本に対する何らかの規制が議題になることを徹底して阻止するため、ともすれば外交上英国側にぶれていく通産省を牽制し、日本繊維業界の自由貿易への意志を確認し力強く擁護した。

一方でこの訪日団に、日本復興における繊維産業の重大な役割の理解を求めため、綿密で長大なレポートを作成した。繊維産業の戦前戦後の比較統計や現在の状況、労使関係など業界全体に及ぶ調査であり、今となつては貴重な資料である³⁶。

ともかくこの訪日団は、用意された周到な資料から日本の繊維業界に何ら商業的違反を見いだせず、不法労働などへの人権的なアプローチも出来ないまま、5月10日の英国大使館での日英繊維会議を終えた。その後、繊維産業の中心地大阪その他を見学して、マッカーサーの政策に理解を示して19日帰途に就いた³⁷。

翌月の6月25日朝鮮戦争が勃発し、この多大な軍需を、さきの会議で守られた自由貿易で対処できたことは特筆に値する。ESSのリードの重要性を思わずにはいられない。日本の繊維産業はここで大いに復興した。

この時の訪日団英国メンバーのジャクソン(H. Jackson)は帰国後、ESSのアランに宛てた書面で「すくなくとも当面の間は世界中で好意を得ようとする正直でまじめな彼らの努力を見守り、彼らがどのようにすればうまくいくかを確認するよう我々は見守っていようと英国側の染織業者に助言している³⁸」と書いてきている。しかしアランが意匠侵犯に大きな責任を持っていたにもかかわらず、日本の製造業者の深刻な意匠侵犯が見破られたときも、彼らを保護しその顔を立てる態度に驚いている³⁹。

また日本のデザイナーの潜在的な能力は高く評価されていて、特にヨーロッパでは日本の伝統的意匠の水準の高さは良く知られていた。日本のデザイナーはあきらかに新しいデザインを創造する才能がありながら、なぜコピーする必要があるのか⁴⁰、という点に、関係者がストレスを感じているのは確かだ。ジャポニズムの素晴らしさを知っている人々の大方の意見である。

おわりに

敗戦占領期という未曾有の環境の中GHQの強力な支援は、諸外国との通商交渉で日本の敗戦による不公平な貿易状況を排除し、日本の自由貿易を確保するものであった。

また1948年に米国議会で決議された翌1949年度の大規模対日援助予算はそれまでGHQを悩ませた原料の確保や生産設備の向上、民間による自由な産業活動を保証した。日本人の復興への熱意は高く、誠実でまじめな国民性は全般に好意的に受け入れられ、模倣という致命的要因

さえも悪質というより伝統的で固有の商習慣の違いや、認識の甘さゆえの過失として考慮される面さえあった（「目に余る」とか「恥知らずな」などの批判も徐々に増えていったが⁴¹）。またそのように ESS が強引ともいえる方法で日本の面目を保ったことは、模倣をかかえながらも実質的に売り上げ向上ができた大きな要因でもあるだろう。

当初の極端な情報不足、いままでの伝統的な作図との断絶などの不利を、繊維関係各社あるいは公的機関（大阪府立貿易館や京都市立染織試験場など）での熱心な研究会や、海外デザイナーの招致講習会で挽回しようとした努力も見逃せない。

英国繊維関係者が驚くほど盗用問題でも日本の面目を立てながら、その自浄機関をも綿密に組み建てさせた GHQ の大きな政策指針、大型復興予算の中で、日本の誠実で真面目な努力は空転することなく確実に実を結んだ。

日本の繊維業界は戦後の復興を見事に支え、驚異的に数字を伸ばしていった。1952年サンフランシスコ講和条約で米国の対日占領が一応終焉となった時点で、繊維産業の輸出額は7886億2000万円と実に356倍となり全21産業中1位で18%を占めていた⁴²。また当初の設定を1年早く達成し貿易収支は8億ドルの黒字となり自立水準に達した⁴³。

秘密解除された GHQ/ESS 関係資料を通して、今まであまり知られていなかった GHQ の日本繊維業界への深い関与や意匠盗用問題の実態、これらの事実の背後に存在した GHQ や米国政府の戦略的政策、またその中で平和産業である繊維産業が非常に早くから期待され優遇されていた事実が確認できた。

今後はこの大きな経済活動と結びついた、戦後テキスタイルデザインがどのように育っていったか、またテキスタイルデザイナーという職業がどのように成立していったかの詳細を研究していきたい。この時、以後長らく尾を引いた盗用問題がどのような影響をもたらしたか、また敗戦そして、他国による占領という未曾有の文化的切断のなかで、日本独特の意匠に対する美意識がどのような形で伝わったのか、また捨てられたかという点にも留意したい。

註

- 1) 1963年6月パリで開かれた国際産業デザイン協議会においてデザインの剽窃問題を取り上げた有識者による意見交換での発言者の一人でベルギーの専門家と表記されている。
- 2) 日本繊維意匠センター設立当時、大阪商工部長。
- 3) (財)日本繊維意匠センターが1955年設立から1988年終刊まで発行した繊維意匠に関する月刊情報誌。
- 4) Special attention is called to the fact that this document was substantially completed prior to the surrender of Japan. 資料①目次部分。

- 5) 五百旗頭真著, 『米国の日本占領政策 上』, 中央公論社, 1985年, p. 198
- 6) 阿部武司訳・解説, 『GHQ 日本占領史 49 繊維工業』, 日本図書センター 1998年, p. 3
- 7) No matter how reduced the Japanese textile industry is at present , it could develop again into a large industry capable of producing great quantities of textile and even textile machinery for export if it is allowed to do so. Japan possesses the skills, know-how, Technical ability, administrative organization and trained labor force to recreate the textile industry. 資料①-p. 19
- 8) . . . its recommendation were written prior to the acceptance of the Potsdam Declaration and the Instrument of Surrender. All recommendation must, accordingly be critically examined in the light of current U.S. policy. 資料①目次部分。
- 9) 鐘紡株式会社社史編纂室, 『鐘紡百年史』, 鐘紡株式会社, 1988年, p. 428
- 10) 石堂哲也／西川博史共訳, 西川博史解説 『GHQ 日本占領史 52 外国貿易』, 日本図書センター 1997年, p. 156
- 11) 阿部武司訳・解説 『GHQ 日本占領史 49 繊維工業』, 日本図書センター, 1998年, p. 6
- 12) REASONS WHY THE CCC INTER-AGENCY AGREEMENT SHOULD BE CHANGED 資料②
- 13) ハワード・B・ショーンバーガー著, 宮崎章訳 『占領1945-1952 — 戦後日本をつくりあげた8人のアメリカ人』, 時事通信社, 1994年, 6章ウイリアム・H・ドレーパー Jr. p. 224
- 14) 五百旗頭真 『日米戦争と戦後日本』, 講談社学術文庫, 2005年, p. 244
- 15) Proposed Paragraphs for Incorporation into Memorandum for Dr. Jacobs 資料②
- 16) Problems in Connection with Cotton Textile Sales 資料②
- 17) At the conference with Dr. Jacobs' Party, Jan, 26, 1948 資料②
- 18) JAPANESE COTTON TEXTILE INDUSTRY POSTWAR VS PREWAR 資料⑤
- 19) 前掲ハワード・B・ショーンバーガー著, 6章ウイリアム・H・ドレーパー Jr. p. 235
- 20) 石堂哲也／西川博史共訳, 西川博史解説 『GHQ 日本占領史 52 外国貿易』, 日本図書センター 1997年, p. 155
- 21) 前掲ハワード・B・ショーンバーガー著, 7章ジョセフ・M・ドッジ要約。
- 22) 石堂哲也／西川博史共訳, 西川博史解説 『GHQ 日本占領史 52 外国貿易』, 日本図書センター, 1997年, p. 165
- 23) 前掲ハワード・B・ショーンバーガー著, 7章ジョセフ・M・ドッジ, p. 248
- 24) この表記は資料③-39 a foreign buyer から取った。他の文献では単に「バイヤー」との表記も多い。国籍は資料③においても, 仕向け先各国や米国あるいは英国に事務所があるなど様々で特定はできない。
- 25) Buyers must provide own design 資料③- 5
- 26) the President of the Board of Trade Mr. Harold Wilson 資料③- 5
- 27) General MacArthur has instructed the registration of patents, utility models and designs. 資料③- 5

- 28) ... as suggested by Mr. Abbey to respect, not only each other's design rights of the members, but also design right of foreign countries. 資料③-13
- 29) STATEMENT OF RECENT DEVELOPMENT IN TEXTILE DYEING INDUSTRY RELATING TO INFRINGEMENT OF FOREIGN DESIGNS 資料③-17
- 30) ... a plan which may benefit the few at a sacrifice of others as practiced sometimes during and before War II 資料③-13
- 31) 1. We have already erased the corresponding engraved roll. 2. We shall not use the corresponding design hereafter for the goods for which export license is not granted by the Ministry of International Trade & Industry. 資料③にある始末書文面。
- 32) 主に資料③-10, 11, 25, 27, 33その他随所。
- 33) ミャンマー連邦首都ヤンゴンの旧称。
- 34) 資料⑤にはこの間の詳細が多く、私信、覚書、走り書き、声明、新聞記事などで記録されている。
- 35) 1949/12/19, ESS 外国貿易課記録メモ, 1950/2/3, 2/17, 3/21私信。資料⑤
- 36) 以下の4項目, I Japanese Cotton Textile Industry, Postwar vs Prewar, II Table, III Recent Developments In The Textile Dyeing Industry Relating To Infringement of Foreign Designs, IV Postwar Labor Practices in Japanese Textile Industry 資料⑤の添付レポート。
- 37) MEMORANDAM The Chief of Staff 資料⑤の18.May 1950日付報告書。
- 38) ... are honest and serious in their efforts to get back into the world' good graces 資料③-21
- 39) ... but will in all probability be indulged in widely as a protection and a saver of face for the Japanese producer... 資料⑤-21
- 40) Japanese designers obvious ability to create new designs which would compare very favorably with those evolved over here and that they had therefore no need whatever to copy slavishly what someone else had already produced. 資料③-21
- 41) A very flagrant case, 他 ③-30
- 42) 阿部武司訳・解説『GHQ 日本占領史 49 繊維工業』, 日本図書センター, 1998年, p.5
- 43) 前掲ハワード・B・ショーンバーガー著, 7章ジョセフ・M・ドッジ, p.277